

## 運営規程 概要

### ( 施設運営主体 )

名 称	社会福祉法人隆生福祉会
所 在 地	大阪市東住吉区湯里1-3-22
電 話 番 号	06-6701-5820
代表者氏名	理事長 藤本 加代子

### ( 利用施設 )

施 設 の 種 類	保 育 所
施 設 の 名 称	ゆめ玉造保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市天王寺区玉造元町9番31号
連 絡 先	電話番号 06- 6765 - 3193 FAX 06- 6765 - 3191
管 理 者	園長 大谷 五十鈴
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	0歳児 9名 1歳児 12名 2歳児 12名 3歳児 15名 4歳児 15名 5歳児 15名
開 設 年 月 日	平成31年4月1日
施設・事業所番号	2710051006528

### ( 施設の目的及び運営方針 )

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### ( 保育を提供する日 )

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。また、運動会、生活発表会、卒園式の行事に参加する園児は、その日の午後からの半日、参加しない園児はその日1日を家庭保育協力日とする。

### ( 保育を提供する時間 )

保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

## (2) 短時間保育認定に係る保育時間

8時00分から16時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時00分までと16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園 長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1名	1名	0名
主 任 保育士	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。	1名	1名	0名
保育士・ 保育補助	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	16名	12名	4名
		3名	0名	3名
看護師	園児の保健衛生管理や、園児、職員の健康管理に関わる全般の業務を行う。	1名	1名	0名
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	3名	1名	2名
事務員	出勤簿、文書等の整理に関すること、出納、予算等会計事務に関すること等を行う。	2名	2名	0名

### (非常災害対策)

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

### (虐待の防止のための措置)

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

### (要望・苦情等に関する相談窓口)

当園 ご利用相談窓口	・受付担当者 佐藤葉子 ・責任者 大谷五十鈴 ・ご利用時間 7:30~18:30 ・電話番号 06-6765-3193 F A X 06-6765-3191 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	近藤 遼	電話番号 06-6761-1171
		社団法人 大阪市私立保育園連盟

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

以上